

養育費等に関する申告書について

「ひとり親家庭等受給者証」の更新にあたり、前年中の所得と受け取った養育費の8割を合算して、医療費助成受給資格の所得制限額基準額を限度に受給資格を判定します。

《養育費に該当するもの》

- ① 監護している児童の父（母）が払ったものであること。
- ② 受け取った者が母（父）または子（代理人も含む）であること。
- ③ 母（父）または子に支払われたものが金銭または有価証券（小切手・手形・株券・商品券等）であり、郵送・銀行口座への振込み・手渡し（代理人を介した場合も含む）であること。
- ④ 児童の養育に関する経費として支払われていること。
（養育費、仕送り、生活費、自宅などのローンの肩代わり、家賃、光熱費、教育費など）

※受給者が未婚である場合→父親が児童を認知しており、上記に該当するものは、養育費に該当します。

※自分の子だけでなく、他の子も養育している場合→上記に当てはまるもので、自分の子の養育に必要な費用を受け取っている場合は養育費に該当します。

《養育費に該当しないもの》

- ① 監護している児童の父（母）以外から支払われている場合。
- ② 母（父）または児童以外が受け取っている場合。
- ③ 支払われたものが、不動産（土地・建物等）、動産（車・家財道具等）、慰謝料、財産分与等の場合。
- ④ 支払方法が、母（父）または児童以外の者への手渡し、郵送、銀行口座への振込みの場合。

所得制限基準額

扶養親族等の人数	所得制限額
0 人	2,360,000
1 人	2,740,000
2 人	3,120,000
3 人	3,500,000
4 人	3,880,000
5 人	4,260,000

審査の結果、所得超過となった場合は受給者証が発行されません。
該当の方には、7月下旬頃に通知いたします。